

次期計画策定について

1 概要

①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

・介護保険制度の開始(平成12年度:2000年度)以後、介護保険事業計画は3年毎に定める。※高齢者保健福祉計画と一体的なものとして。

・令和9～11年度「第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」

・介護保険法に規定する事業計画。国から策定に係る「基本指針」等が示される

・介護給付や地域支援事業の量の見込 ・介護予防 ・費用(利用)の適正化
・介護保険料の見通し ・人口構造の見通し ・調査の実施内容 ・等々

②第1期認知症施策推進計画

・令和5年度、「認知症基本法」成立

・①の計画と同時進行で策定することとする。

2 策定方法

・「高齢者生活実態調査」

要介護者等を含む高齢者の生活状況やサービスに関するニーズを把握し、今後の介護保険の利用推移等を分析

⇒市内 **24 地区コミュニティ** に実施

※前回は5つの「行政ブロック」(東部、西部等)

・公募型プロポーザルによる業務委託(調査及び計画策定支援)

・スケジュールについて ……別紙

3 要綱改正予定について

現在の「船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱」に、認知症施策推進計画を審議対象とする改正を予定

※認知症施策推進計画については、地域包括ケア推進課より別途説明